

[様式第3号]

資料提供年月日	平成26年3月24日			
問い合わせ先	課名	建築指導課	住宅課	事業政策課
	電話	直通 803-1445 内線 4612	直通 803-1466 内線 4664	直通 803-1335 内線 3595
担当者	職名・氏名	課長 久保	課長 森本	室長 見川
	職名・氏名	室長 川上	主任 檜原	

広 報 連 絡

〈市長定例記者会見資料〉

- 1 件 名 (行事名) 不動産適正管理等ご案内チラシの固定資産税納税通知書への同封について
- 2 発 送 日 平成26年4月上旬
- 3 趣 旨 岡山市の初めての取り組みとして、空き家等不動産を所有されている方に、不動産の適正管理をお願いするとともに、空き家の利活用を促す目的で、「不動産適正管理等のご案内チラシ」を平成26年度分の固定資産税納税通知書(約26万5千通)に同封し、送付しようとするものです。
- 4 備 考 「不動産適正管理等のご案内チラシ」は別添のとおりです。



不動産を所有されている皆様へ 岡山市からのご案内

このご案内は、不動産の適正管理をお願いするため、不動産の課税対象の方すべてに送付させていただきます。ご案内の内容に該当しない方にも送付しておりますので、何卒、ご理解とご了承をお願いいたします。

お持ちの不動産、適切に管理されていますか？

<所有者の皆様へのお願い>

近年、少子・高齢化、経済状況の変化等を背景に、岡山市内においても適切に維持管理がなされずに老朽化が進む空き家が増加しています。特に長年利用されていない建築物は放置されることで防災や防犯、隣接する建物や道路など周辺に悪影響を及ぼす事例が多く見られます。

住んでいた家の様子を見ないまま放置していると、建物の老朽化等により、瓦や壁の落下、雑草の繁茂、害虫の発生など、近隣住民や地域に迷惑をかける恐れがありますので、お持ちの建物・土地については適切な維持管理をお願いいたします。

<所有者等の責任>

建物の老朽化等により瓦や外壁が落下し、近隣家屋が壊れたり通行人が怪我をした場合などは、所有者・管理者（相続人）が※賠償責任を負うこととなります。

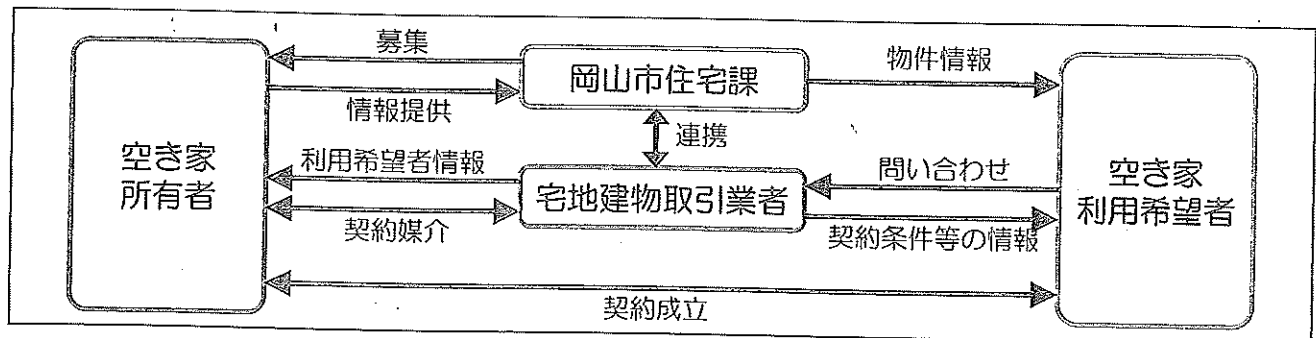
※民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）に規定

住んでいた家、活用してみませんか？

- ・持ち家が空き家になって困っている。
- ・空き家が居住可能な状態のうちに賃貸・売却して活用したい。

そんなとき、岡山市の「空き家情報バンク」を利用して大切な資産を有効活用してみませんか？

「空き家情報バンク」は、活用したい空き家に関する情報を岡山市に登録していただき、空き家の利用を希望する市内外の方々に情報提供を行うことで、空き家を有効に活用する制度です。



<対象物件について>

- ・岡山市内のうち「市街化区域や御津・建部地域」にあり現在空き家になっている（空き家になる予定の）住宅で、居住可能なもの。
- ・岡山市に登録申請する時点において、宅地建物取引業者と媒介契約を結んでいない住宅。

※所有者の方の住所地は問いません。

「市街化調整区域」にある空き家の利活用をお求めの方は、下記団体まで直接お問い合わせください。ただし、空き家の利活用を保障するものではありませんので、あしからずご了承ください。

- 一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会 ☎086-222-2131（定休日：土日祝 営業時間：9時～17時）
- 一般社団法人岡山県不動産協会 ☎086-231-3208（定休日：土日祝 営業時間：9時～17時）

<ご案内の内容に関するお問い合わせ先>

- ◎管理不全な空き家に関すること 岡山市建築指導課 ☎086-803-1445
 - ◎空き家情報バンクに関すること 岡山市住宅課 ☎086-803-1466
 - ◎移住・定住に関すること 岡山市移住・定住支援室 ☎086-803-1335
- ※詳細については、岡山市公式HPでもご覧いただけます (<http://www.city.okayama.jp/>)

